

# 平成29年3月教育委員会定例会会議録

平成29年3月24日 開催

静岡市教育委員会

## 平成29年3月静岡市教育委員会定例会次第

### 1 日時

平成29年3月24日（金） 午後2時

### 2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

### 3 日程

#### (1) 開会

#### (2) 会議録署名人の決定

#### (3) 教育長の報告

#### (4) 議事

議案第43号 委員の解嘱について（静岡市文化財保護審議会委員）

議案第44号 委員長の選挙について

議案第45号 委員長職務代理者の指定について

議案第46号 静岡市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第47号 静岡市教育委員会傍聴規則の制定について

議案第48号 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第49号 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について

議案第50号 静岡市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第51号 静岡市青少年の家条例施行規則の廃止について

議案第52号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の制定について

議案第53号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の制定について

議案第54号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の制定について

議案第55号 静岡市立の高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

議案第56号 静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

議案第57号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

議案第58号 静岡市立学校職員職名規則の一部改正について

議案第59号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第60号 静岡市立高等学校管理規則の一部改正について

議案第61号 静岡市立の高等学校の教育職員の勤務時間等に関する規則の廃止について

議案第62号 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

#### (5) 報告

報告第7号 平成29年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

#### (6) その他

#### (7) 閉会

平成29年3月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成29年3月24日（金）午後2時開会
- 2 場 所 静岡市役所清水庁舎3階第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 伊藤嘉奈子 委 員 伊澤 三郎  
委 員 佐野 嘉則 委 員 橋本ひろ子  
委 員 杉山 節雄 教育長 高木 雅宏
- 事務局
- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 教育局長                | 望月 久  |
| 教育局次長               | 森下 靖  |
| 教育局理事（教育環境・権限移譲担当）  | 高井 絢  |
| 教育局理事（学校給食担当）       | 森下 修一 |
| 教育局参与               | 月見里茂希 |
| 参与兼教育総務課長           | 高津 祐志 |
| 教育総務課教育力向上政策担当課長    | 市川 靖剛 |
| 教育総務課管理主事           | 佐野 仁彦 |
| 教職員課長               | 仁藤 治  |
| 教職員課県費教職員権限移譲準備室長   | 降矢 雄貴 |
| 教育施設課長              | 向達 寛  |
| 学校教育課長              | 川島 広己 |
| 学校教育課特別支援教育センター担当課長 | 仁藤 展輝 |
| 参与兼学事課長             | 廣瀬 陽  |
| 教育センター所長            | 瀧浪 泰  |
| 中央図書館館長             | 佐野 和宏 |
| 教育総務課主幹兼調整係長        | 宮城島清也 |
| 教育総務課主査             | 宇佐美亜希 |

## 4 日程

### (1) 開会

- 伊藤委員長            それでは、ただ今から、平成 29 年 3 月 静岡市教育委員会定例会を開催します。本日は、平成 28 年度最後の教育委員会定例会となりました。
- 毎回、教育局長をはじめ、関係所属長の皆様の出席をもって会議を開催してきましたが、今回の会議の出席者の中に、今年度末をもって 定年退職される方が 2 名いらっしゃいます。まずは、廣瀬陽参与兼学事課長と、もう一人、佐野和宏中央図書館長です。お二人から、ごあいさつを頂戴したいと思います。広瀬参与兼学事課長からお願いいたします。
- 学事課長                学事課の広瀬と申します。今、委員長から紹介がありましたように、3 月 31 日をもって定年退職することになりました。私は、平成 18 年の静岡市との合併で、旧蒲原町から静岡市の職員になりました。旧蒲原町では 31 年間、合併後の静岡市では 11 年間、合わせて 42 年間お世話になりました。
- 教育委員会については、蒲原町時代に、社会教育や社会体育などを通算で 10 年間担当しておりました。合併後は、地域総務課に 8 年間在籍し、平成 26 年の 4 月から教育委員会の方へお世話になりました。
- 退職後の 4 月からのことについてはいろいろと考えてみたのですが、社会教育などを経験してきましたことから清水区の生涯学習交流館での従事を希望していたところ、岡生涯学習交流館で働くことになりました。今まで教育委員のみなさま、局長以下、事務局の各課のみなさまには大変お世話になりました。本当にありがとうございました。
- 伊藤委員長            ありがとうございました。続いて、佐野館長よろしくお願いいたします。
- 中央図書館長         中央図書館長の佐野でございます。私は、昭和 54 年に採用され、この 3 月 31 日で退職することになりました。大体、38 年間、勤務したのですが、中でも 16 年間は図書館勤務ということで最も長くなっています。今年 1 年間は中央図書館長として、教育委員のみなさまには大変お世話になりました。
- 4 月からは、以前、つくるときにも関わっておりました中央図書館の麻機分館に勤務することになりました。今までは、図書館長として図書館行政に携わってまいりましたが、今度は図書館員として現場でがんばってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 伊藤委員長            ありがとうございました。4 月以降もお体に気をつけて、今後のお立場から、これからも静岡市の教育行政にお力添えをいただけたらうれしく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 会議録署名人の決定

伊藤委員長 本日の会議録署名人を佐野委員に指名

(3) 教育長の報告

高木教育長 資料「3月定例会 教育長報告」により教育長報告

伊藤委員長 続きまして、ここで、去る3月10日まで行われていた市議会2月定例会の本会議及び常任委員会における質問答弁等の内容について、委員の皆様には、前もって資料が配付されておりますが、ご質問やご意見があればお願いします。予算の議案があったので、かなり、幅広い質問が出されていたように思いますがいかがでしょうか。

各委員 質問・意見なし。

(4) 議事 ・(6) その他

伊藤委員長 それでは、議事の方に入りたいと思います。お手元の資料「会議の流れ」をご覧ください。議案20件についての御審議をお願いいたします。この他に、報告が1件、その他の案件が4件あるとのこと。うちその他案件2件は、個人情報を含むものです。これらにつきましては、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、非公開の扱いとしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

伊藤委員長 みなさまにご承認いただきましたので、その他の案件2件については、非公開の扱いといたします。なお、非公開案件については、公開案件の後に審議等を行うものとします。

<議案第43号 委員の解囑について（静岡市文化財保護審議会委員）>

伊藤委員長 それでは審議に入ります。まず、議案第43号「静岡市文化財保護審議会委員の解囑について」、文化財課から、御説明をお願いします。

文化財課長 議案説明

伊藤委員長 ご説明ありがとうございました。議案第43号のご説明につきまして、ご質問、

ご意見はありますか。特によろしいでしょうか。

各 委 員 質問・意見なし

伊藤委員長 それでは、この件については、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

#### ○清水天王山遺跡出土遺物の静岡県有形文化財指定に係る文化審議会答申について

伊藤委員長 本来でありますと、議案の審議の後に、報告、その他の案件に移ることとしておりますが、教育委員会の権限に属する事務を補助執行している課のその他案件2件を先にお聞きするというかたちにさせていただきたいと思えます。

それでは、清水天王山遺跡出土遺物の静岡県有形文化財指定に係る文化審議会答申について、文化財課から御説明をお願いします。

文化財課長 報告説明

伊藤委員長 ご報告ありがとうございます。この件に関しまして、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし

#### ○静岡市文化振興計画の策定について

伊藤委員長 よろしいでしょうか。それでは、引き続き、「静岡市文化振興計画の策定について」、文化振興課から御説明をお願いいたします。

文化振興課長 報告説明

伊藤委員長 ご説明ありがとうございます。今の件につきまして、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 よろしいでしょうか。それでは、ご説明ありがとうございます。

<議案第 44 号 委員長の選挙について>

伊藤委員長 引き続きまして、次に移りたいと思います。議案の方に戻りまして、議案第 44 号委員長の選挙につきまして、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ありがとうございます。ただ今、教育総務課長から ご説明がありましたとおり、3月 31 日で、私の委員長としての任期が満了となります。新教育長の就任までの 23 日間という短い期間ではありますが、委員長の選挙を行う必要があるということでございます。教育委員会では従来から、「指名推選」による方法によって 委員長を選挙しております。昨年の 4 月にも、私を指名推選していただき、委員全員の同意を得て決定いたしました。今回は、いかがしたらよろしいでしょうか。

高木教育長 委員長。

伊藤委員長 よろしく願いいたします。

高木教育長 私は、伊藤委員に引き続き、4月 23 日までという期間ですが、委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。  
理由を述べさせていただきたいと思います。伊藤委員は、私たち 6 人の中でも一番の教育委員としての経験をお持ちです。教育行政に最も詳しくて、いろいろな面で私たち委員をリードしてくださっていると私は考えます。23 日間と短い期間ではありますが、引き続き、ぜひ、委員長を務めていただけたらありがたいと思いますが、みなさんはいかがでしょう。

各 委 員 異議なし

伊藤委員長 それでは、今、そのようにおっしゃっていただいて光栄に思いますが、御推薦により、私が再任ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 拍手

伊藤委員長 ありがとうございます。それでは、議案第 44 号につきましては、私、伊藤嘉奈子を委員長に選挙するものとし、議決といたします。

一言だけ、ごあいさつさせていただきます。従来ですと、慣例ではありますが、委員長の任期は一年でありますし、一年ごと順繰りにみなさんが務めてくださってこられました。ですから、本当はここで変わるべき時期だとも思いますが、わ

ずか 23 日ということでございますし、みなさまからご承認もいただきましたので引き続き、務めさせていただきます。

高木教育長のもとでの最後の 23 日間でございます。これまで、教育委員会が良い形で来ていると思いますので、23 日間もこれまでどおりのかたちで、最後を務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

各 委 員 拍手

#### <議案第 45 号 委員長職務代理者の指定について>

伊藤委員長 それでは、引き続き、議事を進めてまいります。議案第 45 号「委員長職務代理者の指定について」、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ただ今の御説明のとおり、委員長職務代理者の指定については、先ほどの委員長選出と同様、静岡市教育委員会では従来から、指名推選の方法をとっております。昨年の 4 月には、次期委員長に選挙された私が、自分の補佐役を務める委員長職務代理者として伊澤委員を指名させていただき、委員全員にご承認いただいて、決定しました。私が、委員長を再任ということにさせていただきましたので、委員の皆様にご異論がなければ、引き続き、伊澤委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員 拍手

伊藤委員長 それでは、議案第 45 号につきましては、伊澤三郎委員を委員長職務代理者に指定するものとして議決いたします。伊澤委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

伊澤委員 23 日間、私の任期の間、職務代理者を務めさせていただくことになりました。委員長もおっしゃっていらしたように最後になりますので、心して務めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### <議案第 46 号 静岡市教育委員会会議規則の一部改正について>

伊藤委員長 それでは、引き続き、議事を進めてまいります。次に移りたいと思います。議案第 46 号「静岡市教育委員会会議規則の一部改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。



教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ありがとうございます。議案 46 号につきまして、何か、ご質問、ご意見ございますか。

各 委 員 質問・意見なし

伊藤委員長 議案 46 号につきまして、原案どおりということによろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### <議案第 47 号 静岡市教育委員会傍聴規則の制定について>

伊藤委員長 それでは、引き続き、議事を進めてまいります。次に移りたいと思います。議案第 47 号「静岡市教育委員会傍聴規則の一部改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ありがとうございます。さきほど議案のタイトルを静岡市教育委員会傍聴規則の制定についてと読みましたが、間違いで、静岡市教育委員会傍聴規則の一部改正についてというのが、正式なタイトルでありますので訂正させていただきます。お手元の会議の流れの議案 47 号のタイトルにも誤記がありますので、訂正をお願いいたします。今の議案第 47 号ですが、ご意見等ございますか。

佐野委員 教育長が傍聴人の定員を定めるということなんですが、定めるタイミングは会場が決まった段階だと思うのですが、決まった時にどのようにして市民のみなさんに公開するのか、お聞きしたいと思います。

伊藤委員長 事務局、お願いします。

教育総務課長 まず、会議の場所を決定いたしまして、何月何日にどこの会場で教育委員会の会議を開催しますと告示する際に、傍聴人の人数についてもインターネット上で公開したいと考えています。

伊藤委員長 なるべくたくさんの方に来ていただきたいという趣旨で開示するということで

すね。わかりました。ほかにはよろしいですか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案 47 号ですが、原案どおりということによろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案 47 号につきましては、原案どおり承認といたします。

**<議案第 48 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について>**

伊藤委員長 続きまして、議案 48 号地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ありがとうございます。議案 48 号につきまして、何か、ご質問、ご意見ございますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 よろしいでしょうか。それでは、議案 48 号につきまして、原案どおりということによろしいですか。

各 委 員 異議なし

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

**<議案第 49 号 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について>**

伊藤委員長 引き続き、議案第 49 号静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ご説明ありがとうございます。この議案につきまして、ご質問、ご意見はあり

ますか。

各 委 員 質問・意見なし

伊藤委員長 事務的な内容ですので、わかりにくいかもしれませんが、大きなところは、今、ご説明いただいたところということですね。それでは、議案第 49 号につきましては、原案どおり承認ということによろしいですか。

各 委 員 異議なし

伊藤委員長 議案第 49 号につきましては、原案どおり承認といたします。

**<議案第 50 号 静岡市教育委員会公印規則の一部改正について>**

伊藤委員長 次は、議案第 50 号静岡市教育委員会公印規則の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 ありがとうございます。この議案につきまして、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 50 号につきましては、原案どおり承認ということによろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 議案第 50 号につきましては、原案どおり承認といたします。ありがとうございます。

**<議案第 51 号 静岡市青少年の家条例施行規則の廃止について>**

伊藤委員長 続きまして、議案第 51 号静岡市青少年の家条例施行規則の廃止について、事務局から御説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 この件は、これまで何回も審議させていただいておりますが、ご質問、ご意見は

ありますか。

伊澤委員 規則のことではなくて、大平はその後の再利用は決まったんですか。教えていただけますか。

教育総務課長 大平につきましては、廃止の条例が議会を通りましたので、これから、地元の地域活性化のために使うような具体的な譲渡先の相手方、また、地権者と調整しまして譲渡するよう進めます。

伊澤委員 希望者があるんですね。

教育総務課長 手を挙げてくれているところはございます。

伊澤委員 ありがとうございます。

伊藤委員長 それは、次年度の話になるということですね。

教育総務課長 はい。29年度になります。

伊藤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかには、ございますか。

各委員 質問・意見なし

伊藤委員長 議案第51号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいですか。

各委員 異議なし

伊藤委員長 それでは、議案第51号につきましては、原案どおり承認といたします。議案第52号から62号までは、県費負担教職員に係る権限が静岡県から静岡市に移譲されることに伴い整備する規則案ということで、まとめて一括でご説明いただくこととなりますが、このまま、この会を続けてよろしいか、休憩を取る方がよろしいか、どういたしましょうか。

高木教育長 休憩を取った方がよろしいのではないのでしょうか。

伊藤委員長 それでは、かなりのボリュームになろうかと思しますので、申し訳ありませんが10分ほど休憩をとり、再開といたします。

(休憩)

<議案第 52 号から 62 号まで一括説明>

伊藤委員長            それでは、再開いたします。議案第 52 号から 62 号までは、県費負担教職員に係る権限が静岡県から静岡市に移譲されることに伴い整備する規則案ということでございます。関連するところもございますので、事務局から一括してご説明いただき、個々の議案について審議したいと思います。10 件分、よろしくお願いいたします。

教職員課長            議案説明

伊藤委員長            ありがとうございます。集中力が途切れてしまうくらい盛り沢山の説明でした。最初に教職員課が用意してくださいました教育委員会規則の制定改正議案一覧という A 4 横の資料がございますので、念のために再度、これを見て確認させていただきたいと思います。今回の議案第 52 号から 62 号までは、先ほど申し上げましたように県費負担教職員に係る権限移譲に伴うものであります。特に、議案第 52 号は、今まで小中学校の先生は県費でしたけれども、静岡市に移ってこられるので静岡市立小学校及び中学校の教育職員給与に関する条例というのが新たにできましたと。その条例ができたことによって、条例は参考資料として配られましたが、議案第 52 号で全体に関する施行規則が定められましたと。それから、細かな手当に関しては、議案第 53 号、54 号でそれぞれ別途規則ができました。という位置づけになりますよね。

教職員課長            はい。

伊藤委員長            そこはわかりました。ですから、これは小学校、中学校の教職員の給与に関する条例が新しくできたことに伴う規則が新しく 3 つつくられましたという位置づけであると思います。それから次の議案第 55 号、56 号につきましては、それまでは高校の先生につきましては、静岡市が給料を出していた関係で、元々、このような規則がありましたので、タイトルを少し変えたり、小中学校の先生にも使うために改正をするということになるわけですね。だから、これらは改正になる。次の議案第 57 号は、元々、どのようなもので、今後どうなるのか、説明していただけますか。

教職員課長            詳しい内容については、担当から説明させます。

伊藤委員長            わかりました。

県費教職員権限        よろしくお願いたします。議案第 57 号につきましては、静岡市の教職員の給

移譲準備室長 与に関する条例施行規則ということになりますので、従前からございます高校の教員の方、あるいは事務局にいらっしゃる教員の方を対象とした施行規則でございます。今回、静岡市教育職員の給与に関する条例につきましても、先般、改正いたしまして条例の規定事項を若干、修正してございます。その内容につきまして、お手元の一覧表にありますように条例の期末勤勉手当の職務加算に関する表現を修正したところですので、これに伴いまして、規則にも影響がありますので、改正を行います。そのほかにつきましては、今回、表記等を全体的に見直しております。新旧対照表の1ページをご覧ください。たとえば、第2条の改正につきましては、従前、手当という表現を使っていますが、どの手当のことなのか、明確に規定されていないため、管理職手当と明確に記載するものです。これにつきましては、1枚めくっていただきまして、10分の3のページの第5条、管理職特別勤務手当も含めて規則では規定しておりますので、単に手当ではなく管理職手当として表記の明確化をする調整をするものでございます。以上です。

伊藤委員長 すみません。もう一度、議案第57号についての確認ですが、元々、静岡市教育職員の給与に関する条例という条例があり、この条例の対象となる方は、高校の先生と教育委員会事務局の方が対象になっている給与に関する条例ということですか。

県費教職員権限 伊藤委員長 移譲準備室長 はい、そうです。

伊藤委員長 それが今回は、条例の改正になり、施行規則も一部改正なるということなのでしょうか。

県費教職員権限 伊藤委員長 移譲準備室長 はい、おっしゃるとおりです。

伊藤委員長 そうすると、県費教職員の権限移譲に直接に関係があるわけではないけれども、新たに条例ができる関係で、摺合せをして、調整をして、これを修正することになったという流れになりますか。

県費教職員権限 伊藤委員長 移譲準備室長 委員長がおっしゃるように、今回、小中学校の教員の方の給与条例につきまして、その表現に合わせた表現に高校あるいは事務局にいる教員の条例の表現を合わせて規則の表現を調整しているということで関連した改正ということになります。

伊藤委員長 はい、よくわかりました。また、A4横の表に戻りますと、議案第58号、59号、60号につきましては、給料に関係あるものではなく、何か組織上の問題とかシス

テムの問題に関する規則だという認識でよろしいですか。

県費教職員権限  
移譲準備室長 議案第 58 号、59 号、60 号につきましては、直接、給与に関するものではなく、組織上の調整ということになります。今回、新たに小中学校の教職員の方で、これまで静岡市の職名としてなかったような職名等が出てまいりました。そのような調整の中で、法律等との表記の調整をとりながら、表記の調整をしているというかたちになります。

伊藤委員長 はい、ありがとうございます。今、整理しましたが、今の 10 本の議案はそういう位置づけで書かれているので、すべてが権限移譲に直接に関係があるものばかりではなく、そこから派生する問題も含まれている構造になっていると振り返りました。ありがとうございました。  
それでは、1つずつ、審議をしなければいけないのですが、今のように全体を通してのご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし

<議案第 52 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の制定について>

伊藤委員長 全体を通してのご質問等はよろしいですか。そうしましたら、一つずつ、審議をいたします。まず、議案第 52 号静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する規則の制定についてですが、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし

伊藤委員長 よろしいですか。念のために申し上げますと、本日参考資料として配っていただいた静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例を見ましたところ、4 ページの第 16 条、委任というタイトルの規定ですが、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとなっております。今回の議案第 52 号の条例施行規則がまさに、この規定に基づく規則になるということですのでよろしいですか。

県費教職員権限  
移譲準備室長 はい、おっしゃるとおりです。

伊藤委員長 ということで、議案第 52 号の施行規則を新しく制定することになります。それでは、この件については、ご質問、ご意見はないということですのでよろしいですか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 52 号は原案どおり承認ということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 議案第 52 号は原案どおり承認といたします。

<議案第 53 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の制定について>

伊藤委員長 続きまして、議案第 53 号静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の制定について、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 よろしいですか。これも原案どおり承認ということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

<議案第 54 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の制定について>

伊藤委員長 続きまして、議案第 54 号静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の僻地手当に関する規則の制定についてという議案ですが、これにつきまして、何かご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 へき地ということばが気になるのですが、以前にお聞きしたところ、法律にそうしたことばがあるということで伺いました。そういうことだったのでしょうか。

県費教職員権限  
移譲準備室長 はい。へき地振興法がございますので、その表記に基づくものとなりました。

伊藤委員長 それで、そのことばがタイトルになっているということのようです。議案第 54 号につきましても原案どおり承認ということでよろしいですか。



各委員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 54 号につきましては、原案どおり承認といたします。

**<議案第 55 号 静岡市立の高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について>**

伊藤委員長 続きまして、議案第 55 号、ここからは規則の改正になります。静岡市立の高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正についてという議案です。これにつきまして、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各委員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 55 号につきましては、原案どおりということによろしいですか。

各委員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

**<議案第 56 号 静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について>**

伊藤委員長 続きまして、議案第 56 号静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正についてという議案です。この議案について、何か、ご質問、ご意見はありますか。よろしいですか。

各委員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認ということによろしいですか。

各委員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

**<議案第 57 号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について>**

伊藤委員長 続きまして、議案第 57 号静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改

正についてという議案です。この議案につきまして、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 57 号は原案どおり承認ということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 57 号は、原案どおり承認いたします。

#### <議案第 58 号 静岡市立学校職員職名規則の一部改正について>

伊藤委員長 引き続き、議案第 58 号静岡市立学校職員職名規則の一部改正についてという議案ですが、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 これも原案どおりということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 58 号を原案どおり承認いたします。

#### <議案第 59 号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について>

伊藤委員長 次は、議案第 59 号です。静岡市立小・中学校管理規則の一部改正についてという議案ですが、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 よろしいですか。議案第 59 号について、原案どおりということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 59 号も原案どおり承認いたします。

#### <議案第 60 号 静岡市立高等学校管理規則の一部改正について>

伊藤委員長 続いて、議案第 60 号静岡市立高等学校管理規則の一部改正についてという議案です。何か、ご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 よろしいですか。議案第 60 号は、原案どおりということによろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 60 号は、原案どおり承認といたします。

**<議案第 61 号 静岡市立の高等学校の教育職員の勤務時間等に関する規則の廃止について>**

伊藤委員長 10 件の最後になりますが、議案第 61 号静岡市立高等学校の教育職員の勤務時間等に関する規則の廃止についてという議案ですが、特にご質問、ご意見はありませんね。これも原案どおり承認ということによろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 61 号も原案どおり承認といたします。

**<議案第 62 号 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について>**

伊藤委員長 続いて、議案第 62 号静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案説明

伊藤委員長 はい、ご説明ありがとうございました。議案第 62 号につきまして、何か、ご質問、ご意見はありますか。いかがでしょうか。

各 委 員 質問・意見なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 62 号についても、原案どおりということによろしいですか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、議案第 62 号は、原案どおり承認といたします。

<報告第7号 平成29年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について>

伊藤委員長 次に、報告に移ります。報告第7号平成29年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 報告説明

伊藤委員長 はい、ありがとうございました。

教育力向上  
政策担当課長 報告補足説明

教育総務課  
管理主事 報告補足説明

伊藤委員長 今のご説明で、わかりにくいところがありました。第一志望が普通科、第二志望が科学探究科と書かれた方で入学された方は、第一志望の普通科には入れなかったけれども、第二志望の科学探究科で入れたということではよろしいですか。

教育総務課  
管理主事 おっしゃるとおりです。

伊藤委員長 わかりました。

伊澤委員 たとえば、科学探究科で37名受検して34名合格したということは、3名の方は普通科に行かれたということですか。

教育総務課  
管理主事 普通科には行っておりません。

伊藤委員長 市立高校の科学探究科は、市立高校で力を入れておられると思うのですが、今回の試験で人気低迷した理由はどのようなところにありますか。わかることがあれば教えてください。

高木教育長 学校で、もし、分析していて、その一端でも紹介できればしてみてください。

教育総務課  
管理主事 今、詳細については調査中ですが、市立高校は文武両道を目指す学校ですので部活動も勉強も両立することを目指しております。その中で、科学探究科に進学し

ますと、SSHの指定を受けているので研究活動を一生懸命やるということで放課後に部活動ができなくなってしまうところがありますので、子どもたちにとっては部活動もやりたいというところから少し人気下がったのではないかということも可能性の一つとしてあります。

それは、あくまでも私個人の見解であり、まだ、細かなところまで把握しておりませんのでご報告できず申し訳ありません。

伊藤委員長 今後、学校では分析をなさるのでしょうか。

教育総務課  
管理主事 科学探究科が発足してから、初めて定員割れをしましたのでその理由を踏まえて次年度の募集に向けて力を入れていきたいと思えます。

伊藤委員長 科学探究科の生徒はすごく立派な報告を英語でされたと教育長がお話しされました。非常に優れたお子さまが通っていらっしゃる。

高木教育長 先日、市立高校の校長から報告を受けましたが、その中で、いくつか打ち明けてくれた思いの一つが、先ほど担当から説明のあった内容です。学校としては、まだまだ、これから正規に分析をしていくことになります。その中で、科学探究科では学業が大変であるという意識が、先行して中学校に伝わってはいないだろうか。良さでもあるが負担でもあるという懸念があります。ですから、中学校の先生や保護者、生徒に、科学探究科によって伸びる力、つけていく力について十分に分かっていただくようにしたいという話がありました。

また、さきほどの合格等々のシステムについてですが、市立高校としても苦慮していることがうかがい知れますが、入学時点での成績が高校3年間のすべてではなく、高校の中でもグッと伸びる子がいたり、そうでない子がいたりするといったこともあるかもしれない。最低限、これだけの力をつけていれば、科学探究科として足りるんだというような観点で、さきほど話が合ったような内部的な第一希望、第二希望の中で選抜したのではないかと思いますので、当然、最終的な観点をもって判断がなされていると思っています。さらに、子どもたちから希望される市立高校、桜が丘高校であってほしいという願があります。

伊藤委員長 何か、ご質問、ご意見はありますか、いかがですか。

佐野委員 定時制の問題は、数年来、ずっとあって、当初は1人で最終的には3人になりました。社会的には大事なことだと思いますが、静岡高校の定時制と合わせていくとか、進捗や見通しはどのような状況ですか。

高木教育長 事務局から一言お願いします。

- 教育総務課長 市立高校の定時制につきましては、静岡高校と中央高校もありますが、定時制自体の入学者が減っている中、市立高校の定時制の減少が著しい状況にあります。佐野委員のご意見にありましたように統合も考え方の一つではないかと考えます。そのような中で、市としてもしっかりPRしながら、検討を始めているところです。今、この場で、今後どうしていくのか方向性をお答えすることはできませんが、検討しているところです。
- 伊藤委員長 この件は、以前に県と協議をするとお答えいただいたと思いますが、どうなっていますか。
- 教育総務課長 県とも話をしています。県としては、市立高校の定時制をやめるということについては、設置者である静岡市が判断すれば可能だろうとのことでした。簡単に決められる話ではありませんので、県と調整を取りながら進めていきたいと思えます。
- 高木教育長 少し補足させてください。この課題については、折に触れてお話をする機会があったわけですが、学校の存続という大きなテーマでありますので慎重にいかねばならないということが大前提です。ただ、現状は佐野委員から言われたとおりで、本年度当初の応募者が1名という状況で学校という機能が果たせるのか、当然、話題になるべきものです。そこで、少しずつ、話を進めてきているわけですが、結論には至っておりません。今、市長部局と話し合っている貧困対策であるとか、高等教育を受ける権利であるとか、そうしたことを考えると選択肢が多い方がいいわけですが、社会性や教育の効果があるかどうかということになると議論を重ねなければなりません。いずれにしても、大きなテーマでありますので、委員のみなさんから意見を聞いて方向性を考えていく時期であることは確かだと思います。今の段階は、少しずつ話をしていくけれども大きな結論までには至っていない段階でございます。
- 伊藤委員長 ありがとうございます。たとえば、今後、何年間の内に決めるとか、見直すとか、具体的なスケジュールはあるのでしょうか。
- 教育総務課長 スケジュールを含めまして、今後、固まり次第、委員のみなさんにご相談したいと思えますのでよろしくお願ひします。
- 伊藤委員長 わかりました。それでは、ご検討いただくということでよろしくお願ひいたします。報告第7号に関して、他にご質問、ご意見はありますか。よろしいですか。私たちにとっては、大事な市立高校ですので、今後、受検生のみなさんにたくさん来ていただけるよう目指していただきたいと思います。

伊藤委員長                      それでは、この場で何かほかに報告等ございますか。

学校給食課長                      はい、よろしいですか。お手元に冊子をお配りしましたが、昨年度、取り組んでまいりました文部科学省の委託事業の報告書でございます。内容につきましては、1月に行われた文部科学省の発表会の様子と合わせて、前回の定例会でご報告させていただきましたので、今日は割愛させていただきます。

最終的に、このような報告書を仕上げることができましたので、お時間のあるときに、ぜひ、目を通していただければ幸いです。なお、こちらの資料は、静岡市立のすべての小中学校をはじめ全国の都道府県、政令市へ送付をさせていただいて、本市のPRをさせていただいているところであります。説明は以上でございます。

伊藤委員長                      ご報告ありがとうございました。この報告書について、ご質問、ご意見はありますか。

高木教育長                              改めて補足ですが、先日、上下水道局の庁舎で市内の栄養士と栄養教諭の学校給食課主催の研修会がありました。そこに市長が出向いてくれて、静岡の新たな給食をつくっていきましょうと激励のことばをおっしゃってくれました。市長は、給食に対して強い思いがあって、静岡市ならではの学校給食を展開していきましょうという熱いメッセージを発信してくれました。

私も同席しましたが、栄養士のみなさんも静岡市の給食に対して強い思いを受け止めてくれまして、今後さらなる活躍が期待されるのではないかと思います。学校給食課長、一言ありますか。

学校給食課長                      市長からは、栄養士のみなさんにこれまでの労いのことばをいただいたあとで、次は栄養士のみなさんからの意見を聞きたいとおことばをいただきました。そのような機会が実現できたら、ご報告させていただきたいと思います。

伊藤委員長                              ありがとうございます。立派な報告書ができあがったと思うのですが、保護者のみなさんが目にする機会がありますか。

学校給食課長                              直接的に保護者のみなさんへお届けする予定はありませんが、市P連のみなさんなどに送るようにさせていただくとともに、ホームページで公開していきたいと考えています。

伊藤委員長                              研究指定校のお子さんたちが写真に写っていますが、ホームページで見ることができるのですか。

学校給食課長                              写真については、すべて本人と保護者の了解をいただいておりますので、問題あ

りません。

伊藤委員長 わが子が載っていてうれしいという方もいるかもしれません。

高木教育長 市P連にということですが、先日、値上げについて報告させていただいてご理解をいただいたという場があったわけだけれども、学校給食課が新たな献立開発にも取り組んでいるということを改めて市P連に発信したらどうだろうか。

佐野委員 よいと思う。本当は、各学校の総務委員会などに回覧すると効果が高いと思うんだけど、とりあえず、市P連に広げていただくということでよいと思う。

高木教育長 ぜひ、やりましょう。

伊藤委員長 給食は、保護者の関心が高いところだと思うので、ぜひ、お願いいたします。ありがとうございました。ほかには、この件でご質問、ご意見はございますか。

各委員 質問・意見なし

伊藤委員長 ないようでしたら、ここから非公開の審議に移ります。関係者以外は、ご退室ください。また、傍聴されている方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

#### ○体罰に関する調査の結果について（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各委員 了承

#### ○教職員の措置について（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各委員 了承

#### (6) 閉会

伊藤委員長 以上で、平成29年3月教育委員会定例会を閉会します。

午後4時20分